

南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業に係る事業者選定委員会設置要綱

(令和8年9月17日建設局長決裁)

(設置)

第1条 南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業（以下「本事業」という。）に係る事業者（以下「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 実施方針及び要求水準書に関する事
- (2) 事業者の選定方法に関する事
- (3) 事業者選定に係る評価基準に関する事
- (4) 事業者選定に係る審査及び評価に関する事
- (5) その他事業者の選定に係る必要な事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員のうち2人は、次に掲げる本市の職員をもって充て、その他の委員は学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 建設局下水道建設部長
- (2) 環境局脱炭素都市推進部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から本事業に係る事業実施契約の締結の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の委員のうち委員会で審議すべき事項に利害関係を有する者は、その事項に関する審議に参加することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、委員長が特に必要があると認めた議事については、書面にて開催することができる。この場合にける前項の規定については、「出席委員の過半数」を「委員の過半数」に読み替えるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は業務上知りえた内容や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設局下水道建設部下水道計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月17日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、本事業に係る事業実施契約の締結の日限り、その効力を失う。